申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認	可等の内容	償還金の支払猶予
	ま令及び条項	新座市災害 中慰金の支給等に関する条例施行規則第 1 4 条 (償還金の支払猶予) 第 1 4 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするとき は、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要 と認める事項を記載した新座市災害援護資金償還金支払猶予申 請書を、市長に提出しなければならない。 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予 した期間その他市長が必要と認める事項を記載した新座市災害 援護資金償還金支払猶予承認通知書を、当該借受人に交付するも のとする。 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、新座市 災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書を、当該借受人に交付 するものとする。
所 管	部 課 係 名	総合福祉部福祉政策課福祉政策係
審	関係条項	災害 用慰金の支給等に関する法律第13条第1項 (償還金の支払猶予) 第13条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得 ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が 支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつた と認められるときは、償還金の支払を猶予することが できる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、 第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由 がなく報告もせず、又は虚偽の報告をしたときは、こ の限りではない。 未設定 (申請の事例がなく、また、相手方の情状等を個別の 事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性 質上、あらかじめ具体的な基準として定めることが困難
基	/ 七 凯 🖶 の 担	であるため。)
4	(未設定の場合はその理由)	
	参 考 事 項	
準	設定等年月日	平成11年7月1日設定(令和2年10月1日最終変更)
標準処理	標準処理期間 (未設定の場 合はその理由)	総日数 未設定 (審査の先例がなく、標準処理期間の設定の手掛かり がないため。)
期間	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)